

宮崎県中小企業融資制度 令和 5 年 7 月改正

融資対象者	限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	保証料率	必要書類・備考	
①新たに事業を開始する中小企業者及び組合	3,500 万円	運転 7 年 (12 月以内) 設備 10 年 (12 月以内) ※ 1	年 1.00%以内～ 1.50%以内 【注意】 責任共有対象外制度 になりましたが、利率は 以前と変わりません	0.4% (0.3%) ※ 2	・ 確認申請書 ・ 創業再挑戦計画書 (創業 後の場合不要)	★責任共有 制度 対象外
②再チャレンジを行おうとする中小企業者及び組合				0.4% (0.3%) ※ 2	・ 確認申請書 ・ 創業再挑戦計画書 ・ 資格要件申告書	
③経営者保証を不要とし、新たに事業を開始する中小企業者及び組合 (スタートアップ創出促進保証) ※3,4				0.6% (0.5%) ※ 2	・ 確認申請書 ・ 創業計画書 (スタートアップ 創出促進保証制度用)	
④比較的少額な資金を必要とする中小企業者	500 万円	運転 5 年 (12 月以内) 設備 5 年 (12 月以内)	金融機関所定	0.35% ～1.00%	-	☆責任共有 制度 対象
⑤新分野に進出する中小企業者及び組合	1 億円	運転 7 年 (12 月以内) 設備 10 年 (18 月以内)	年 1.00%以内～ 1.50%以内	0.40% ～1.35%	・ 事業計画書	

※ 1 申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合、据置期間は 36 月以内になります

※ 2 融資対象者が「女性」「若者」「シニア」「UII ターン者」「中山間地域振興」に該当する場合、保証料率が 0.1%引下げになります (() 内の料率)

※ 3 申込受付時点において、税務申告 1 期末終了の創業者は、創業資金総額の 1/10 以上の自己資金を有していることが必要です

※ 4 創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則 3 年目及び 5 年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンスチェックシートの写しの提出を受ける必要があります。

また、創業者がガバナンスチェックを受けた月の翌月以降に到来する 4 月又は 10 月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを保証協会に提出する必要があります。